

## 直営給食施設の皆様へ

令和3年6月から

# 食品営業の届出が必要です！

食品衛生法の改正により、原則として食品を取り扱うすべての事業者に「HACCPに沿った衛生管理※<sup>1</sup>」が求められることになりました。これに伴い、令和3年6月1日から営業届出制度が始まりました。直営給食施設の皆様は一部の施設を除き※<sup>2</sup> この制度の対象となりますので、令和3年11月30日までに営業の届出を行ってください。

### ● 届出方法

原則、オンラインでの手続きが必要です。厚生労働省が提供する、「食品衛生申請等システム」へアクセスし、届出をしてください。

【食品衛生申請等システム】（利用方法は裏面参照）

URL ▶ <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

※ オンラインでのお手続きが困難な場合、下記連絡先までご相談ください。

二次元バーコード ▶



### ● 届出内容（主な事項）

- 1) 事業者の氏名、生年月日、住所、連絡先  
（法人の場合は法人名、代表者名、所在地、連絡先）
- 2) 施設の所在地、屋号、連絡先
- 3) 食品衛生責任者※<sup>3</sup>の氏名、資格の種類、受講した講習会
- 4) 主な取扱い食品等、営業の形態

### ※1 HACCPについて

HACCPとは、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を、科学的根拠に基づいて管理する衛生管理の手法です。

令和2年6月1日から、原則すべての事業者に「HACCPに沿った衛生管理」への取組みが求められています。厚生労働省ホームページに掲載されている「小規模な一般飲食店事業者」や「委託給食事業者」向けの手引書、大量調理施設衛生管理マニュアル等を参考にして取り組んでください。

【厚生労働省HP「食品等事業者団体が作成した業種別手引書」】

URL ▶ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)

二次元バーコード ▶



### ※2 届出が不要な施設について

1回の提供食数が20食程度未満の給食施設については、届出は不要です。HACCPに沿った衛生管理についても対象外とされていますが、引き続き適切な衛生管理に努めてください。

飲食店営業の許可を取得している施設についても、届出は不要です。

### ※3 食品衛生責任者について

施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として、「食品衛生責任者」を定める必要があります。食品衛生責任者になるには、管理栄養士、栄養士、調理師、都道府県知事等が行う講習会等（食品衛生責任者養成講習会等）の修了者等の資格が必要です。

## 問い合わせ先

船橋市保健所 衛生指導課 食品監視係

住所：船橋市北本町1丁目16番55号 保健福祉センター2階

電話：047-409-2566 メール：[ho-shido@city.funabashi.lg.jp](mailto:ho-shido@city.funabashi.lg.jp)

# 食品衛生申請等システムの利用方法

## Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

以下の順番で情報を入力し、食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。

- ① 表面に記載のURL又はQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス※1
- ② G BizID※2の作成又はアカウント作成を選択
- ③ 必要情報を入力し、登録

※1 PCによるアクセスをお勧めしています。  
（スマートフォンの場合は、右の画面がきますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。下の例示を参照ください。）

※2 G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。当該IDの取得を優先してください。



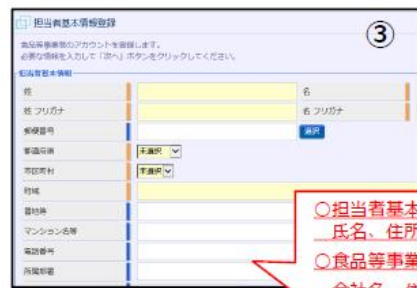
スマートフォンでPC画面切り替え方法（例示）

iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。



- 担当者基本情報  
氏名、住所、連絡先等
- 食品等事業者基本情報  
会社名、住所、連絡先等

## Step 2 各種申請（届出）の手続方法

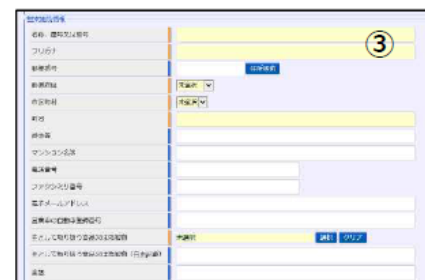
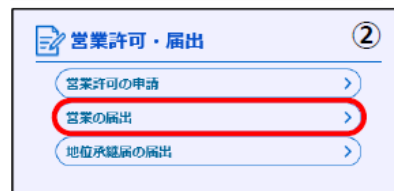
- ① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン  
※表面に記載のURL又はQRコードからアクセス

- ② 申請したい項目（届出）を選択

- ③ 営業施設情報を入力

- ④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせがあることがあります。



食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

電話番号：080-4953-0566（代表）

E-mail：TJ-fas-helpdesk@tjsys.co.jp